

2023年漁業センサス海面漁業調査
結果の概要（概数値）

令和5年11月1日現在

令和6年8月

千葉県総合企画部統計課

目 次

I	調査の概要	
1	調査の目的	1
2	調査体系等	1
3	用語等の解説	2
4	調査項目の主要変更点	10
II	利用上の注意	
1	表章記号	11
2	秘匿措置	11
3	集計方法	11
4	その他	11
III	調査結果の概要	
1	漁業経営体	12
(1)	漁業経営体数	12
(2)	漁業層別経営体数	12
(3)	販売金額1位の漁業種類別経営体数	13
(4)	漁獲物・収獲物の販売金額規模別経営体数	14
2	労働力	14
(1)	漁業就業者数	14
(2)	年齢階層別漁業従事世帯員・役員数	15
(3)	年齢階層別責任のある者数	16
(4)	団体経営体における役職別責任のある者数	17
3	漁業経営の取組	18
(1)	漁獲・収獲した水産物の輸出	18
(2)	水産エコラベル認証の取得	18
(3)	漁業共済の加入	19
4	漁船	19
5	個人経営体	20
(1)	専兼業別経営体数	20
(2)	後継者がいる漁業層別経営体数	20
統計表		
第1表	漁業経営体の基本構成	23
第2表	経営組織別経営体数	25
第3表	漁業層別経営体数	25
第4表	販売金額1位の漁業種類別経営体数	26
第5表	漁獲物・収獲物の販売金額規模別経営体数	30
第6表	主な出荷先別経営体数	31
第7表	年齢階層別漁業就業者数	32
第8表	自営・雇われ別漁業就業者数	33
第9表	年齢階層別漁業従事世帯員数	34
第10表	年齢階層別責任のある者数	35
第11表	団体経営体における役職別責任のある者及び役職者数	36

第 12 表	団体経営体における役職別責任のある者の平均年齢	37
第 13 表	漁獲物・収獲物を海外向けに出荷（輸出）した 販売金額割合別経営体数	38
第 14 表	水産エコラベル認証の取得状況別経営体数	40
第 15 表	漁業共済、積立ぷらすに加入している経営体数	40
第 16 表	漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数	41
第 17 表	自家漁業の専兼業別経営体数	42
第 18 表	自家漁業の後継者の有無別経営体数	42

この結果の概要（概数値）は、農林水産省が令和5年11月1日現在（流通加工調査は令和6年1月1日現在）で実施した「2023年漁業センサス」のうち、海面漁業調査の漁業経営体調査（千葉県分）について、主要項目の集計結果をまとめたものである。

I 調査の概要

1 調査の目的

2023年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 調査体系等

調査の種類	調査の対象	調査の系統	調査の方法	
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市区町村 統計調査員 調査対象	調査員調査又は オンライン調査 （調査員調査は自計 申告を基本とし、 面接調査も可能。）	
	海面漁業地域調査	海面漁業協同組合	農林水産省 民間事業者 調査対象	郵送調査又は オンライン調査 （期限までに回答が 得られなかった場合 は、民間事業者の調 査員が回収。）
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体 調査	農林水産省 地方組織 （統計調査員） 調査対象	郵送調査又は オンライン調査 （期限までに回答が 得られなかった場合 は、統計調査員又は 職員が回収。）	
	内水面漁業地域調 査	内水面漁業協同組合	農林水産省 民間事業者 調査対象	郵送調査又は オンライン調査 （期限までに回答が 得られなかった場合 は、民間事業者の調 査員が回収。）
流通加工 調 査	魚市場調査	魚市場	農林水産省 民間事業者 調査対象	郵送調査又は オンライン調査 （期限までに回答が 得られなかった場合 は、民間事業者の調 査員が回収。）

	冷凍・冷蔵、水産加工工場調査	冷凍・冷蔵工場及び水産加工工場	農林水産省 地方組織 (統計調査員) 調査対象	調査員調査又は オンライン調査 (期限までに回答が 得られなかった場合 は、統計調査員又は 職員が回収。)
--	----------------	-----------------	---	--

3 用語等の解説

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
調査期日	令和5年11月1日
漁業経営体	調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。 ただし、調査期日前1年間ににおける自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。 なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	2つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額の多かった漁業種類及び調査期日前1年間に使用した漁船のトン数により、次の方法により決定した。 ア 調査期日前1年間の販売金額1位の漁業種類が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 イ アに該当しない経営体について、調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力

	<p>漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。</p> <p>なお、調査期日前1年間に使用した漁船には、遊漁のみに用いる船、買つけ用の鮮魚運搬船等は含まない。</p>
漁業層	
沿岸漁業層	経営体階層の漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
海面養殖層	経営体階層の海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
中小漁業層	経営体階層の動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。
大規模漁業層	経営体階層の動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したもの（54種類。具体的には統計表第4表「販売金額1位の漁業種類別経営体数」の表頭項目のとおり。）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収穫物の販売金額	<p>漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収穫物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。</p> <p>なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含まない。</p>
出荷先	<p>漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・収穫物を直接出荷した相手先をいう。</p> <p>なお、調査期日前1年間に出荷していない場合は、出荷を予定している出荷先とした。</p>
漁協の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷した場合が該当する。
漁協以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷した場合が該当する。
流通業者・加工業者	<p>卸売問屋、商社などの流通業者、加工業者へ出荷した場合が該当する。</p> <p>また、自ら生産した水産動植物を原料として自ら加工した品を「消費者に直接販売」以外に出荷している場合もここに該当する。</p>
小売業者・生協	スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商等の小売業者、生協へ出荷した場合が該当する。
外食産業	レストラン等の外食産業へ出荷した場合が該当する。
消費者に直接販売	自ら生産した水産動植物又はそれを原料として自ら加工した品を消費者に直接販売した場合が該当する。
自営の水産物直売所	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売した場合が該当する。
その他の水産物直売所	共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売した場合が該当する。

他の方法	移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話、郵送等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当する。
その他	上記以外に出荷した場合が該当する。
漁業従事世帯員 （家族）	個人経営体の世帯員のうち調査期日前1年間に漁業を行った人をいう。 なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。
漁業従事役員	団体経営体における調査期日前1年間に自営漁業に従事した経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者で自営漁業の海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。 なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含まない。
責任のある者	個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における漁業従事役員をいう。
経営主	自営漁業の経営に責任を持つ者又は経営の意思決定を行う者をいう。
経営方針の決定参 画者（経営主を除 く）	個人経営体の世帯員のうち、調査期日前1年間に経営主とともに自営漁業の経営に関する決定に参画した者をいう。
漁ろう長	団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。
船長	団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に定める資格を有している者をいう。
機関長	団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。
養殖場長	団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。
その他	団体経営体の通信長、甲板長、司ちゅう長（コック長）など海上作業における各部門における責任者をいう。 なお、役職についていない役員も含む。
陸上作業において 責任のある者	管理運営業務等の陸上作業における責任者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
個人経営体の自家 漁業のみ	漁業就業者のうち、個人経営体の世帯員で自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁業従事役員	前述の「漁業従事役員」に同じ。

漁業雇われ	<p>漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。</p>
新規就業者	<p>調査期日前1年間に①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、前述の「個人経営体の自家漁業のみ」のうち、調査期日前1年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、①～③のいずれかに該当する者を新規就業者とした。</p>
11月1日現在の海上作業従事者	<p>満15歳以上で、調査期日現在で海上作業に従事した者をいう。</p> <p>なお、調査期日当日に海上作業を行っていない漁業経営体の調査期日前10日くらいの期間の平常とみられる日において自営漁業の海上作業に従事した者を含む。</p>
漁船	<p>調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかにも付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定している。</p>
無動力漁船 船外機付漁船	<p>推進機関を付けない漁船をいう。</p> <p>無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船とした。</p>
動力漁船	<p>推進機関を船体に固定した漁船をいう。</p> <p>なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。</p>
漁業の海上作業	<p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含む。）。</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て（網の設置）、取替え、漁船の航行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）をいう。</p>

ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。

エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいう。

オ 養殖業では、次の作業をいう。

(ア) 海上養殖施設での養殖

a 漁船を使用した養殖施設までの往復

b いかだ、ひび（枝付の竹、樹の枝）、網等の養殖施設の張立て又は取り外し

c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業

(イ) 陸上養殖施設での養殖

a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業

b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除

c 池又は水槽の見回り

d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）

e 収獲物の取り上げ作業

漁業の陸上作業

漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい、具体的には以下のものをいう。

ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）

イ 漁具、漁網及び食料品の積み込み作業

ウ 出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ

エ 悪天候時の出漁待機

オ 餌の仕入れ及び調餌作業

カ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業

キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業

ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業

ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものを有しその製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしない。

ケ 自家漁業の管理運營業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）

個人経営体の専兼業

分類

専業

個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。

第1種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。
兼業の種類	
水産物の加工	水産物を主たる原料とする加工製造業をいう。 他から水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自ら生産した生産物であっても、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものを含む。 なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含まない。
漁家民宿	旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第3者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
漁家レストラン	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
遊漁船業	遊漁者から料金を徴収し、漁船、遊漁船等を使用して遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業（船釣り、瀬渡し等）をいう。 なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含まない。
農業	販売することを目的に農業を行っている場合をいう。
小売業	自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。 なお、インターネットや行商など、店舗を持たない場合も含む。
その他	上記以外のものをいう。
基幹的漁業従事者	各個人経営体における満15歳以上の自営漁業の調査期日前1年間の海上作業従事日数が最も多かった世帯員をいう。
世代構成別	
一世代個人経営	漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。
二世世代個人経営	一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。
三世世代等個人経営	一世代個人経営及び二世世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。

後継者 満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自営漁業の経営主になる予定の者をいう。

大海区 海面漁業生産統計調査の表章単位として定めた地域区分をいう。
全国を9区分しており、それぞれの境界線については、大海区区分図のとおり。

漁獲・収獲した水産物の輸出 調査期日前1年間の自営漁業における漁獲物・収獲物のうち、海外仕入向けの出荷状況をいう。

「海外向けに出荷（輸出）している」は、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 自ら漁獲・収獲した水産物を、海外の卸売業者、レストラン、スーパー等の小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合
- ② 自ら漁獲・収獲した水産物を、輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合（輸出を目的としては出荷していなかったが、出荷先において輸出されたことを確認している場合も含む。）

水産エコラベル認証 水産資源の持続的利用や環境に配慮した漁業・養殖業の確認を目的として、水産資源の持続的利用、環境や生態系の保全に配慮した管理を積極的に行っている漁業・養殖業の生産者と、そのような生産者からの水産物を加工・流通している事業者に対して認証するものをいう。

ア MEL（日本；漁業・養殖）

Marine Eco-Label Japan

（水産エコラベル例）



イ MSC（英国；漁業）

Marine Stewardship Council

（水産エコラベル例）



ウ ASC (オランダ ; 養殖)

Aquaculture Stewardship Council

(水産エコラベル例)



エ BAP (アメリカ ; 養殖)

Best Aquaculture Practices

(水産エコラベル例)



オ Alaska RFM (アメリカ ; 漁業)

Certified Seafood Collaborative

(水産エコラベル例)



漁業共済

漁業共済とは、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいう。

- ・ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
- ・ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済
- ・ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済

なお、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で加入している場合も含む。

積立ぷらす

積立ぷらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいう。

4 調査項目の主要変更点

- ア 過去1年に漁獲・収獲した水産物の輸出の有無及び販売金額における輸出金額の割合を新たに把握した。
- イ 水産エコラベル認証を取得しているかどうかを新たに把握した。
- ウ 漁業共済、積立ぷらすに加入しているかどうかを新たに確認した。
- エ 営んだ漁業種類において、「その他の魚類養殖」から、「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離・細分化した。

II 利用上の注意

1 表章記号

表中に用いた記号は以下のとおりである。

「0」：単位に満たないもの

「—」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くものを示す

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

2 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

3 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

有効回答となったのは、調査対象となった1,382 客体のうち、1,346 客体の調査票であった。

4 その他

今回の数値は概数であり、確定した詳細な数値については、後日公表する。

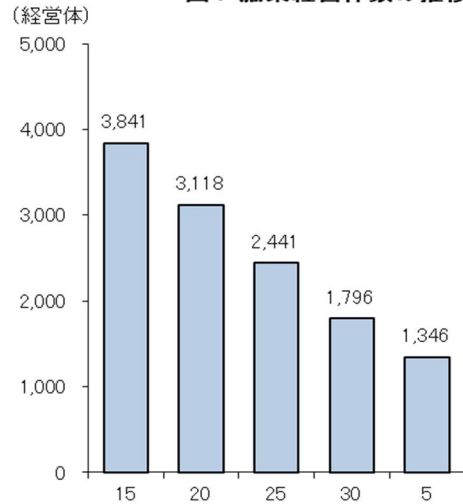
Ⅲ 調査結果の概要

1 漁業経営体

漁業経営体とは、調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物（漁獲物及び収穫物をいう。以下同じ。）を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯、事業所等をいう。（ただし、調査期日前1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。）

沿岸漁業層とは、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。中小漁業層とは、動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。

図1 漁業経営体数の推移



(1) 漁業経営体数

令和5年11月1日現在における本県の海面漁業の漁業経営体数は1,346経営体で、5年前に比べ450経営体（25.1%）減少した。（図1）

これを経営組織別にみると、個人経営体は1,283経営体、団体経営体は63経営体で、5年前に比べ個人経営体は456経営体（26.2%）減少し、団体経営体は6経営体（10.5%）増加した。（表1）

表1 経営組織別経営体数

単位：経営体

区分	計	個人経営体	団体経営体				
			小計	会社	漁業協同組合	漁業生産組合	共同経営
平成25	2,441	2,381	60	38	9	3	10
平成30	1,796	1,739	57	37	11	3	6
令和5	1,346	1,283	63	43	14	3	3
増減率(%)							
30/25	△26.4	△27.0	△5.0	△2.6	22.2	0.0	△40.0
5/30	△25.1	△26.2	10.5	16.2	27.3	0.0	△50.0

(2) 漁業層別経営体数

漁業層別にみると、沿岸漁業層は1,289経営体、中小漁業層は57経営体で、5年前に比べそれぞれ448経営体（25.8%）、2経営体（3.4%）減少した。（表2）

表2 漁業層別経営体数

単位：経営体

区分	計	沿岸漁業層			中小漁業層	大規模漁業層
		小計	海面養殖層	左記以外の沿岸漁業層		
平成25	2,441	2,378	251	2,127	63	-
平成30	1,796	1,737	191	1,546	59	-
令和5	1,346	1,289	98	1,191	57	-
増減率(%)						
30/25	△26.4	△27.0	△23.9	△27.3	△6.3	-
5/30	△25.1	△25.8	△48.7	△23.0	△3.4	-

(3) 販売金額1位の漁業種類別経営体数

販売金額1位の漁業種類別経営体数をみると、「その他の刺網」が370経営体と最も多く、次いで「その他の釣」が272経営体、「採貝・採藻」が260経営体、「小型底びき網」が166経営体などとなっている。

5年前に比べ、「その他の刺網」は22.9%、「その他の釣」は26.1%、「採貝・採藻」は30.3%、「小型底びき網」は2.9%減少した。(表3)

表3 販売金額1位の漁業種類別経営体数

区 分	平成25	30	令和5	増減率 30/25	増減率 5/30		
	経営体 2,441	経営体 1,796	経営体 1,346	% △ 26.4	% △ 25.1		
計							
底 び き 網	沖合底びき網1	2	2	0.0	0.0		
	沖合底びき網2	-	-	-	-		
	小型底びき網	143	171	166	19.6	△ 2.9	
船 び き 網	17	4	7	△ 76.5	75.0		
ま き 網	大中型まき網1	4	4	6	0.0	50.0	
	大中型まき網2	8	9	8	12.5	△ 11.1	
	中・小型まき網	14	9	8	△ 35.7	△ 11.1	
刺 網	さけ・ます流し網	-	-	-	-	-	
	かじき等流し網	-	-	-	-	-	
	その他の刺網	629	480	370	△ 23.7	△ 22.9	
さ ん ま 棒 受 網 大 型 定 置 網 小 型 定 置 網 そ の 他 の 網 漁 業	さんま棒受網	6	4	3	△ 33.3	△ 25.0	
	大型定置網	8	6	8	△ 25.0	33.3	
	小型定置網	12	8	5	△ 33.3	△ 37.5	
	その他の網漁業	5	9	11	80.0	22.2	
は え 縄	近海まぐろはえ縄	2	1	3	△ 50.0	200.0	
	沿岸まぐろはえ縄	25	14	19	△ 44.0	35.7	
	その他のはえ縄	55	17	19	△ 69.1	11.8	
釣	沿岸かつお一本釣	5	1	1	△ 80.0	0.0	
	沿岸いか釣	9	5	3	△ 44.4	△ 40.0	
	ひき縄釣	43	39	30	△ 9.3	△ 23.1	
	その他の釣	449	368	272	△ 18.0	△ 26.1	
小 潜 採 そ の 他 の 漁	小型捕鯨	1	1	1	0.0	0.0	
	水器漁業	28	22	12	△ 21.4	△ 45.5	
	採貝・採藻	690	373	260	△ 45.9	△ 30.3	
	その他の漁業	35	58	34	65.7	△ 41.4	
海 面 養 殖	魚類養殖	ぎんざけ養殖	-	1	-
		ぶり類養殖	1	-	-	...	-
		まだい養殖	-	1	-
		ひらめ養殖	-	-	-	-	-
		その他の魚類養殖	-	1	-
	かき類養殖	かき類養殖	-	-	1
		その他の貝類養殖	-	1	3	...	200.0
		こんぶ類養殖	-	-	-	-	-
		わかめ類養殖	4	7	5	75.0	△ 28.6
		のり類養殖	245	179	89	△ 26.9	△ 50.3
その他の海藻類養殖	1	1	-	0.0	...		

注) 本県で行われた漁業種類のみ掲載

(4) 漁獲物・収獲物の販売金額規模別経営体数

漁獲物・収獲物の販売金額規模別経営体数をみると、「100万円～300万円未満」が279経営体（構成比20.7%）と最も多く、次いで「300万円～500万円未満」が211経営体（同15.7%）、「100万円未満」が209経営体（同15.5%）となっている。

また、5年前に比べ増加率は「販売金額なし」が316.7%（19経営体増）で最も多く、次いで「5億円～10億円未満」が150.0%（6経営体増）、「5,000万円～1億円未満」が58.3%（7経営体増）などとなっている。

なお、5年前に比べ減少率は、「100万円未満」が42.3%（153経営体減）で最も多く、次いで「100万円～300万円未満」が35.0%（150経営体減）、「1,000万円～1,500万円未満」が29.6%（58経営体減）などとなっている。（表4）

表4 漁獲物・収獲物の販売金額規模別経営体数

単位：経営体

区分	計	販売金額なし	100万円未満	100～300	300～500	500～800	800～1,000	1,000～1,500
平成25	2,441	2	599	724	299	248	125	211
平成30	1,796	6	362	429	257	213	103	196
令和5	1,346	25	209	279	211	161	75	138
増減率(%)								
30/25	△26.4	200.0	△39.6	△40.7	△14.0	△14.1	△17.6	△7.1
5/30	△25.1	316.7	△42.3	△35.0	△17.9	△24.4	△27.2	△29.6
令和5構成比(%)	100.0	1.9	15.5	20.7	15.7	12.0	5.6	10.3

区分	1,500～2,000	2,000～5,000	5000万円～1億円	1～2	2～5	5～10	10億円以上
平成25	101	89	10	10	14	9	-
平成30	87	103	12	10	14	4	-
令和5	91	107	19	9	10	10	2
増減率(%)							
30/25	△13.9	15.7	20.0	0.0	0.0	△55.6	-
5/30	4.6	3.9	58.3	△10.0	△28.6	150.0	-
令和5構成比(%)	6.8	7.9	1.4	0.7	0.7	0.7	0.1

2 労働力

(1) 漁業就業者数

漁業就業者とは、満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。
 自家漁業のみに従事とは、個人経営体の世帯員のうち、自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう。
 責任のある者とは、個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。
 なお、団体経営体においては、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者のうち、調査期日前1年間に自営漁業に従事した、海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含めない。

漁業就業者数は2,671人で、5年前に比べ1,007人（27.4%）減少した。

これを自営・雇われ別で見ると、自家漁業のみに従事した者は1,524人で、5年前に比べ629人（29.2%）減少した。（表5）

また、漁業就業者数を年齢階層別で見ると、65歳以上が1,137人（42.6%）で全体の4割以上を占めているが、前回に比べ割合は低くなっている。（図2）

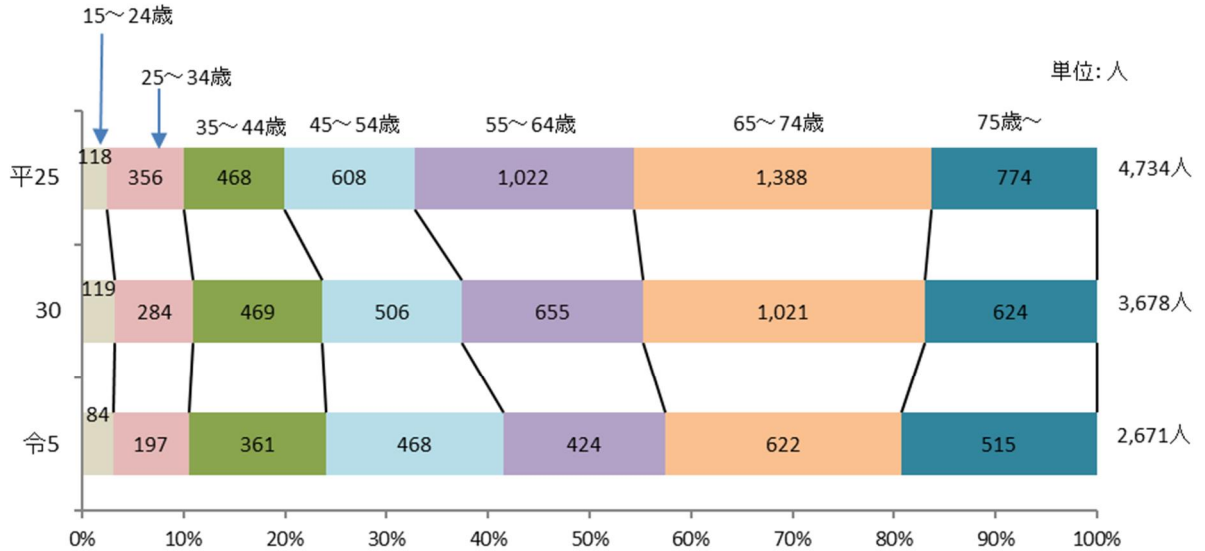
表5 自営・雇われ別漁業就業者数

単位：人

区分	計	個人経営体の 自家漁業のみ	うち		団体経営体の 責任のある者	漁業雇われ
			新規就業者			
平成25	4,734	3,115	14	1,619
平成30	3,678	2,153	9	107	...	1,418
令和5	2,671	1,524	7	103	...	1,044
増減率(%)						
30/25	△22.3	△30.9	△35.7
5/30	△27.4	△29.2	△22.2	△3.7	...	△26.4

注)平成30年調査において「漁業雇われ」から「団体経営体の責任のある者」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成25年値は「漁業雇われ」に「団体経営体の責任のある者」を含んでいる。

図2 年齢階層別漁業就業者の構成比



(2) 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数

漁業従事世帯員とは、個人経営体の世帯員のうち、調査期日前1年間に漁業を行った人をいう。
 なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。
 漁業従事役員とは、団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者のうち、調査期日前1年間に自営漁業に従事した、海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。なお、自営漁業に従事せず役員会に出席するだけの者は含めない。

漁業従事世帯員・役員数は 2,102 人であり、このうち漁業従事世帯員は 1,955 人、漁業従事役員は 147 人となっており、5年前に比べ漁業従事世帯員・役員数は 960 人 (31.4%) 減少し、このうち、漁業従事世帯員は 968 人 (33.1%) 減少し、漁業従事役員は 8 人 (5.8%) 増加した。

また、令和5年の年齢階層別の構成比をみると、漁業従事世帯員は 65 歳以上が 1,109 人で全体の 56.7% を占めている一方、漁業従事役員では 64 歳以下が 97 人で全体の 66% を占めている。(表6)

表6 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数

単位：人

区分	計	15～29 歳	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳～
計									
平成30	3,062	70	147	292	476	316	487	530	744
令和5	2,102	69	115	213	339	207	254	344	561
増減率(%)									
5/30	△31.4	△1.4	△21.8	△27.1	△28.8	△34.5	△47.8	△35.1	△24.6
漁業従事世帯員									
平成30	2,923	67	132	271	447	307	464	509	726
令和5	1,955	64	106	183	307	186	247	324	538
増減率(%)									
5/30	△33.1	△4.5	△19.7	△32.5	△31.3	△39.4	△46.8	△36.3	△25.9
漁業従事役員									
平成30	139	3	15	21	29	9	23	21	18
令和5	147	5	9	30	32	21	7	20	23
増減率(%)									
5/30	5.8	66.7	△40.0	42.9	10.3	133.3	△69.6	△4.8	27.8
令和5構成比(%)									
計	100.0	3.3	5.5	10.1	16.1	9.8	12.1	16.4	26.7
漁業従事世帯員	100.0	3.3	5.4	9.4	15.7	9.5	12.6	16.6	27.5
漁業従事役員	100.0	3.4	6.1	20.4	21.8	14.3	4.8	13.6	15.6

(3) 年齢階層別責任のある者数

責任のある者とは、個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。
 なお、団体経営体において、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない者は含めない。

漁業経営体の責任のある者は、1,509人であり、このうち個人経営体が1,362人、団体経営体が147人となっており、5年前に比べ漁業経営体の責任のある者は600人(28.4%)減少し、このうち個人経営体が608人(30.9%)減少し、団体経営体が8人(5.8%)増加した。

また、令和5年の年齢階層別の構成比をみると、65歳以上が857人で全体の56.8%を占めている。(表7)

表7 年齢階層別責任のある者数

単位：人

区分	計	15～29歳	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳～
計									
平成30	2,109	20	75	199	340	222	358	382	513
令和5	1,509	23	70	149	256	154	189	251	417
増減率(%)									
5/30	△28.4	15.0	△6.7	△25.1	△24.7	△30.6	△47.2	△34.3	△18.7
個人経営体									
平成30	1,970	17	60	178	311	213	335	361	495
令和5	1,362	18	61	119	224	133	182	231	394
増減率(%)									
5/30	△30.9	5.9	1.7	△33.1	△28.0	△37.6	△45.7	△36.0	△20.4
団体経営体									
平成30	139	3	15	21	29	9	23	21	18
令和5	147	5	9	30	32	21	7	20	23
増減率(%)									
5/30	5.8	66.7	△40.0	42.9	10.3	133.3	△69.6	△4.8	27.8
令和5 構成比(%)									
計	100.0	1.5	4.6	9.9	17.0	10.2	12.5	16.6	27.6
個人経営体	100.0	1.3	4.5	8.7	16.4	9.8	13.4	17.0	28.9
団体経営体	100.0	3.4	6.1	20.4	21.8	14.3	4.8	13.6	15.6

注) 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない

(4) 団体経営体における役職別責任のある者数

団体経営体の責任のある者は、147人となっており、5年前に比べ、8人(5.8%)増加している。

令和5年の役職別の構成比で見ると、陸上作業において責任のある者が78人(53.1%)、経営主が76人(51.7%)となっている。また、令和5年の役職別の平均年齢をみると、陸上作業において責任のある者が60.1歳、経営主が60.4歳であった。(表8)

表8 団体経営体における役職別責任のある者数(複数回答)

単位：人

区分	計 (実数)	経営主	海上作業において責任のある者					陸上作業において責任のある者
			漁ろう長	船長	機関長	養殖場長	左記以外	
平成30	139	60	25	30	4	1	31	65
令和5	147	76	33	55	9	5	10	78
増減率(%)								
5/30	5.8	26.7	32.0	83.3	125.0	400.0	△67.7	20.0
令和5 構成比(%)	100.0	51.7	22.4	37.4	6.1	3.4	6.8	53.1
令和5 平均年齢(歳)	-	60.4	56.7	54.9	60.4	67.6	58.5	60.1

3 漁業経営の取組

(1) 漁獲・収獲した水産物の輸出

海外向けに出荷（輸出）とは、調査期日前1年間に自ら漁獲・収獲した水産物を海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合又は輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売業者等に出荷した場合をいう。

なお、輸出を目的としていなかったが、出荷先において輸出されたことを確認した場合も含む。

海外向けに出荷した漁業経営体は12経営体（0.9%）となっている。

このうち、海外向けに出荷（輸出）した販売金額又は数量を把握している漁業経営体は5経営体（0.4%）となっている。（表9）

表9 漁獲・収獲した水産物の取組状況

単位：経営体

区分	計	海外向けに出荷（輸出）している			海外に出荷（輸出）していない
		小計	販売金額又は数量を把握している	販売金額又は数量を把握していない	
令和5	1,346	12	5	7	1,334
構成比(%)	100.0	0.9	0.4	0.5	99.1

注) 漁獲・収獲した水産物の輸出の状況については、今回新たに把握した調査項目

(2) 水産エコラベル認証の取得

水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるような商品にラベルを表示する仕組みをいう。

調査期日現在で自営漁業において取得している場合に加え、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で取得している場合も含む。

水産エコラベル認証を取得している漁業経営体は7経営体（0.5%）となっている。

取得している水産エコラベルの種類は、全てMEL（Marine Eco-Label Japan）となっている。（表10）

表10 水産エコラベル認証の取得状況

単位：経営体

区分	計	取得している							取得していない
		小計	MEL	MSC	ASC	BAP	Alaska RFM	GLOBAL G.A.P	
令和5	1,346	7	7	-	-	-	-	-	1,339
構成比(%)	100.0	0.5	0.5	-	-	-	-	-	99.5

注) 水産エコラベル認証の取得状況については、今回新たに把握した調査項目

(3) 漁業共済の加入

漁業共済とは、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいう。

- ・ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
- ・ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済
- ・ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済

積立ぶらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいう。

漁業共済に加入している漁業経営体は625経営体（46.4%）となっている。

このうち、積立ぶらすに加入している漁業経営体は、495経営体（36.8%）となっている。

（表11）

表11 漁業共済の加入状況

単位：経営体					
区分	計	漁業共済に加入している			漁業共済に加入していない
		小計	積立ぶらすに加入している	積立ぶらすに加入していない	
令和5	1,346	625	495	130	721
構成比(%)	100.0	46.4	36.8	9.6	53.6

注) 漁業共済の加入状況については、今回新たに把握した調査項目

4 漁船

漁業経営体が調査期日1年間に漁業生産に使用し、調査期日現在保有している漁船の隻数は2,301隻で、5年前に比べ783隻（25.4%）減少した。

これを種類別にみると、動力漁船が1,001隻、船外機付漁船が1,281隻、無動力漁船が19隻で、5年前に比べ動力漁船が179隻（15.2%）、船外機付漁船が606隻（32.1%）減少し、無動力漁船は2隻（11.8%）増加した。（表12）

表12 漁船隻数

区分	計	無動力漁船	船外機付漁船	動力漁船		
				隻数	トン数	1隻当りトン数
	隻	隻	隻	隻	t	t
平成25	4,019	15	2,571	1,433	11,117.0	7.8
平成30	3,084	17	1,887	1,180	10,004.6	8.5
令和5	2,301	19	1,281	1,001	9,135.7	9.1
増減率(%)						
30/25	△23.3	13.3	△26.6	△17.7	△10.0	9.0
5/30	△25.4	11.8	△32.1	△15.2	△8.7	7.1

5 個人経営体

(1) 専業別経営体数

個人経営体を専業別にみると、専業が 834 経営体、兼業が 449 経営体で、5年前に比べそれぞれ 259 経営体（23.7%）、197 経営体（30.5%）減少した。（表 1 3）

表 1 3 専業別経営体数

単位：経営体

区 分	計	専 業 (自家漁業のみ)	兼 業		
			小 計	第 1 種兼業 (自家漁業が主)	第 2 種兼業 (自家漁業が従)
平成 2 5	2,381	1,287	1,094	687	407
平成 3 0	1,739	1,093	646	424	222
令和 5	1,283	834	449	273	176
増減率 (%)					
30/25	△27.0	△15.1	△41.0	△38.3	△45.5
5/30	△26.2	△23.7	△30.5	△35.6	△20.7

(2) 後継者がいる漁業層別経営体数

後継者とは満 15 歳以上で、調査期日前 1 年間に漁業に従事した人のうち、世帯員に限らず将来自営漁業の経営主になる予定の人をいう。

個人経営体のうち自家漁業の後継者がいる経営体は 197 経営体で、5年前に比べ 18 経営体（8.4%）減少した。（表 1 4）

表 1 4 後継者がいる漁業層別経営体数

単位：経営体

区 分	計		沿 岸 漁 業 層						中 小 漁 業 層	
			小 計	うち 後継者あり	海面養殖	うち 後継者あり	左記以外の 沿岸漁業	うち 後継者あり		
	うち 後継者あり									
平成 2 5	2,381	287	2,349	279	250	65	2,099	214	32	8
平成 3 0	1,739	215	1,707	208	185	43	1,522	165	32	7
令和 5	1,283	197	1,260	193	94	25	1,166	168	23	4
増減率 (%)										
30/25	△27.0	△25.1	△27.3	△25.4	△26.0	△33.8	△27.5	△22.9	0.0	△12.5
5/30	△26.2	△8.4	△26.2	△7.2	△49.2	△41.9	△23.4	1.8	△28.1	△42.9

統計表

第1表 漁業経営体の基本構成

経営体階層	漁業経営体数	漁船				計
		無動力漁船隻数	船外機付漁船隻数	動力漁船		
				隻数	トン数	
経営体	隻	隻	隻	T	人	
計 (1)	1,346	19	1,281	1,001	9,135.7	2,662
漁船非使用階層 (2)	49	-	-	-	-	6
漁船使用階層 (3)	4	4	-	-	-	1
無動力漁船のみ (3)	4	4	-	-	-	1
船外機付漁船 (4)	470	1	556	-	-	439
動力漁船使用階層 (4)						
1トン未満 (5)	24	-	21	25	12.2	20
1～3 (6)	78	-	39	85	156.2	84
3～5 (7)	285	1	121	292	1,296.6	390
5～10 (8)	268	2	89	291	2,046.0	458
10～20 (9)	25	-	14	44	332.4	63
20～30 (10)	3	-	1	8	76.7	20
30～50 (11)	4	-	1	13	143.5	40
50～100 (12)	8	1	10	37	593.5	178
100～200 (13)	12	-	11	64	1,530.3	388
200～500 (14)	2	-	4	29	434.4	85
500～1,000 (15)	3	-	-	15	1,912.3	121
1,000～3,000 (16)	-	-	-	-	-	-
3,000トン以上 (17)	-	-	-	-	-	-
大型定置網 (18)	8	6	6	28	381.2	135
大型定置網 (19)	-	-	-	-	-	-
小型定置網 (20)	5	-	6	5	39.3	16
海面養殖 (21)						
魚類養殖 (21)						
ぎんざけ養殖 (21)	-	-	-	-	-	-
にじます養殖 (22)	-	-	-	-	-	-
その他のさけ・ます養殖 (23)	-	-	-	-	-	-
ぶり類養殖 (24)	-	-	-	-	-	-
まだい養殖 (25)	-	-	-	-	-	-
ひらめ養殖 (26)	-	-	-	-	-	-
とらふぐ養殖 (27)	-	-	-	-	-	-
くろまぐろ養殖 (28)	-	-	-	-	-	-
その他の魚類養殖 (29)	-	-	-	-	-	-
ほたてがい養殖 (30)	-	-	-	-	-	-
かき類養殖 (31)	1	-	6	-	-	8
その他の貝類養殖 (32)	3	-	28	1	2.5	-
くるまえび養殖 (33)	-	-	-	-	-	-
ほや類養殖 (34)	-	-	-	-	-	-
その他の水産動物類養殖 (35)	-	-	-	-	-	-
こんぶ類養殖 (36)	-	-	-	-	-	-
わかめ類養殖 (37)	5	-	8	3	1.0	4
のり類養殖 (38)	89	4	360	61	177.6	206
その他の海藻類養殖 (39)	-	-	-	-	-	-
真珠養殖 (40)	-	-	-	-	-	-
真珠母貝養殖 (41)	-	-	-	-	-	-
沿岸漁業層計 (42)	1,289	18	1,240	791	4,112.6	1,767
海面養殖層計 (43)	98	4	402	65	181.1	218
上記以外の沿岸漁業層計 (44)	1,191	14	838	726	3,931.5	1,549
中小漁業層計 (45)	57	1	41	210	5,023.1	895
大規模漁業層計 (46)	-	-	-	-	-	-

11月1日現在の海上作業従事者数							
家族			団体経営体の責任のある者			雇用者	
小計	男	女	小計	男	女		
人	人	人	人	人	人	人	
1,236	1,128	108	73	70	3	1,353	(1)
5	5	-	-	-	-	1	(2)
1	1	-	-	-	-	-	(3)
383	359	24	5	5	-	51	(4)
20	16	4	-	-	-	-	(5)
68	63	5	-	-	-	16	(6)
301	282	19	-	-	-	89	(7)
290	263	27	10	10	-	158	(8)
22	21	1	9	9	-	32	(9)
1	1	-	3	3	-	16	(10)
-	-	-	2	2	-	38	(11)
1	1	-	8	8	-	169	(12)
-	-	-	21	18	3	367	(13)
-	-	-	-	-	-	85	(14)
-	-	-	3	3	-	118	(15)
-	-	-	-	-	-	-	(16)
-	-	-	-	-	-	-	(17)
-	-	-	3	3	-	132	(18)
-	-	-	-	-	-	-	(19)
2	2	-	2	2	-	12	(20)
-	-	-	-	-	-	-	(21)
-	-	-	-	-	-	-	(22)
-	-	-	-	-	-	-	(23)
-	-	-	-	-	-	-	(24)
-	-	-	-	-	-	-	(25)
-	-	-	-	-	-	-	(26)
-	-	-	-	-	-	-	(27)
-	-	-	-	-	-	-	(28)
-	-	-	-	-	-	-	(29)
-	-	-	-	-	-	-	(30)
-	-	-	2	2	-	6	(31)
-	-	-	-	-	-	-	(32)
-	-	-	-	-	-	-	(33)
-	-	-	-	-	-	-	(34)
-	-	-	-	-	-	-	(35)
-	-	-	-	-	-	-	(36)
4	4	-	-	-	-	-	(37)
138	110	28	5	5	-	63	(38)
-	-	-	-	-	-	-	(39)
-	-	-	-	-	-	-	(40)
-	-	-	-	-	-	-	(41)
1,212	1,105	107	27	27	-	528	(42)
142	114	28	7	7	-	69	(43)
1,070	991	79	20	20	-	459	(44)
24	23	1	46	43	3	825	(45)
-	-	-	-	-	-	-	(46)

第2表 経営組織別経営体数

単位：経営体

千葉県・市町村	計	個人 経営体	団体経営体				
			会社	漁業協同 組合	漁業生産 組合	共同経営	その他
千葉県 (1)	1,346	1,283	43	14	3	3	-
千葉市 (2)	-	-	-	-	-	-	-
銚子市 (3)	77	66	10	-	1	-	-
市川市 (4)	57	57	-	-	-	-	-
船橋市 (5)	26	22	3	1	-	-	-
館山市 (6)	64	59	4	1	-	-	-
木更津市 (7)	111	106	-	5	-	-	-
旭市 (8)	24	21	3	-	-	-	-
習志野市 (9)	2	x	x	x	x	x	x
勝浦市 (10)	226	224	2	-	-	-	-
市原市 (11)	-	-	-	-	-	-	-
鴨川市 (12)	166	161	4	1	-	-	-
君津市 (13)	-	-	-	-	-	-	-
富津市 (14)	209	203	2	2	-	2	-
浦安市 (15)	-	-	-	-	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-	-	-	-
南房総市 (17)	196	191	2	2	1	-	-
匝瑳市 (18)	37	34	3	-	-	-	-
山武市 (19)	5	4	1	-	-	-	-
いすみ市 (20)	51	45	6	-	-	-	-
大網白里市 (21)	3	3	-	-	-	-	-
九十九里町 (22)	5	3	-	-	1	1	-
横芝光町 (23)	4	4	-	-	-	-	-
一宮町 (24)	-	-	-	-	-	-	-
長生村 (25)	1	x	x	x	x	x	x
白子町 (26)	11	9	2	-	-	-	-
御宿町 (27)	26	25	1	-	-	-	-
鋸南町 (28)	45	43	-	2	-	-	-

第3表 漁業層別経営体数

単位：経営体

千葉県・市町村	計	沿岸漁業層			中小 漁業層	大規模 漁業層
		計	海面 養殖層	左記以外の 沿岸漁業層		
千葉県 (1)	1,346	1,289	98	1,191	57	-
千葉市 (2)	-	-	-	-	-	-
銚子市 (3)	77	62	-	62	15	-
市川市 (4)	57	51	5	46	6	-
船橋市 (5)	26	22	3	19	4	-
館山市 (6)	64	61	-	61	3	-
木更津市 (7)	111	111	37	74	-	-
旭市 (8)	24	21	-	21	3	-
習志野市 (9)	2	x	x	x	x	x
勝浦市 (10)	226	223	-	223	3	-
市原市 (11)	-	-	-	-	-	-
鴨川市 (12)	166	160	-	160	6	-
君津市 (13)	-	-	-	-	-	-
富津市 (14)	209	205	48	157	4	-
浦安市 (15)	-	-	-	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-	-	-
南房総市 (17)	196	194	3	191	2	-
匝瑳市 (18)	37	33	-	33	4	-
山武市 (19)	5	4	-	4	1	-
いすみ市 (20)	51	48	-	48	3	-
大網白里市 (21)	3	3	-	3	-	-
九十九里町 (22)	5	3	-	3	2	-
横芝光町 (23)	4	4	-	4	-	-
一宮町 (24)	-	-	-	-	-	-
長生村 (25)	1	x	x	x	x	x
白子町 (26)	11	11	-	11	-	-
御宿町 (27)	26	26	-	26	-	-
鋸南町 (28)	45	44	2	42	1	-

第4表 販売金額1位の漁業種類別経営体数

単位：経営体

千葉県・市町村	計	底びき網					船びき網	まき網			刺網			
		遠洋 底びき網	以西 底びき網	沖合底びき網		小型 底びき網		大中型まき網			中・小型 まき網	さけ・ます 流し網	かじき等 流し網	その他の 刺網
				1 そうびき	2 そうびき			1 そうまき 遠洋かつお ・まぐろ	1 そうまき その他	2 そうまき				
千葉県 (1)	1,346	-	-	2	-	166	7	-	6	8	8	-	-	370
千葉市 (2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銚子市 (3)	77	-	-	2	-	7	-	-	3	2	-	-	-	4
市川市 (4)	57	-	-	-	-	20	-	-	-	-	-	-	-	1
船橋市 (5)	26	-	-	-	-	13	-	-	-	-	2	-	-	1
館山市 (6)	64	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	18
木更津市 (7)	111	-	-	-	-	16	1	-	-	-	-	-	-	6
旭市 (8)	24	-	-	-	-	18	1	-	-	3	-	-	-	2
習志野市 (9)	2	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
勝浦市 (10)	226	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	74
市原市 (11)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鴨川市 (12)	166	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	72
君津市 (13)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富津市 (14)	209	-	-	-	-	38	5	-	-	-	1	-	-	45
浦安市 (15)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南房総市 (17)	196	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75
匝瑳市 (18)	37	-	-	-	-	34	-	-	-	2	1	-	-	-
山武市 (19)	5	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
いすみ市 (20)	51	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	42
大網白里市 (21)	3	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
九十九里町 (22)	5	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	1
横芝光町 (23)	4	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
一宮町 (24)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村 (25)	1	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
白子町 (26)	11	-	-	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-
御宿町 (27)	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
鋸南町 (28)	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18

第4表 販売金額1位の漁業種類別経営体数（続き）

単位：経営体

千葉県・市町村	さんま 棒受網	大型定置網	さけ定置網	小型定置網	その他の 網漁業	はえ縄				釣				
						遠洋まぐろ はえ縄	近海まぐろ はえ縄	沿岸まぐろ はえ縄	その他の はえ縄	遠洋かつお 一本釣	近海かつお 一本釣	沿岸かつお 一本釣	遠洋・近海 いか釣	沿岸いか釣
千葉県 (1)	3	8	-	5	11	-	3	19	19	-	-	1	-	3
千葉市 (2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銚子市 (3)	2	-	-	-	1	-	2	1	11	-	-	1	-	-
市川市 (4)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
船橋市 (5)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
館山市 (6)	-	1	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
木更津市 (7)	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旭市 (8)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
習志野市 (9)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
勝浦市 (10)	-	-	-	-	1	-	1	10	3	-	-	-	-	2
市原市 (11)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鴨川市 (12)	-	1	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-
君津市 (13)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富津市 (14)	-	1	-	-	2	-	-	-	4	-	-	-	-	-
浦安市 (15)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南房総市 (17)	1	3	-	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1
匝瑳市 (18)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山武市 (19)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
いすみ市 (20)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大網白里市 (21)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九十九里町 (22)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横芝光町 (23)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一宮町 (24)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村 (25)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
白子町 (26)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御宿町 (27)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鋸南町 (28)	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第4表 販売金額1位の漁業種類別経営体数（続き）

単位：経営体

千葉県・市町村	釣（続き）		小型捕鯨	潜水器漁業	採貝・採藻	その他の漁業	海面養殖									
	ひき縄釣	その他の釣					魚類養殖									
							ぎんざけ養殖	にじます養殖	その他のさけ・ます養殖	ぶり類養殖	まだい養殖	ひらめ養殖	とらふぐ養殖	くるまぐる養殖	その他の魚類養殖	
千葉県 (1)	30	272	1	12	260	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市 (2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銚子市 (3)	1	36	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市川市 (4)	-	1	-	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
船橋市 (5)	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
館山市 (6)	9	16	-	-	10	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
木更津市 (7)	2	-	-	-	44	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旭市 (8)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
習志野市 (9)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
勝浦市 (10)	5	107	-	-	21	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市原市 (11)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鴨川市 (12)	3	53	-	-	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
君津市 (13)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富津市 (14)	7	10	-	12	24	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浦安市 (15)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南房総市 (17)	2	15	1	-	86	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
匝瑳市 (18)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山武市 (19)	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
いすみ市 (20)	1	4	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大網白里市 (21)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九十九里町 (22)	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横芝光町 (23)	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一宮町 (24)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村 (25)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
白子町 (26)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御宿町 (27)	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鋸南町 (28)	-	14	-	-	5	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第4表 販売金額1位の漁業種類別経営体数（続き）

単位：経営体

千葉県・市町村	海面養殖（続き）											
	はたてがい 養殖	かき類 養殖	その他の 貝類養殖	くるまえばい 養殖	ほや類 養殖	その他の 水産動物類 養殖	こんぶ類 養殖	わかめ類 養殖	のり類 養殖	その他の 海藻類養殖	真珠養殖	真珠母貝 養殖
千葉県 (1)	-	1	3	-	-	-	-	5	89	-	-	-
千葉市 (2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銚子市 (3)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市川市 (4)	-	-	1	-	-	-	-	-	4	-	-	-
船橋市 (5)	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-
館山市 (6)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
木更津市 (7)	-	-	2	-	-	-	-	-	35	-	-	-
旭市 (8)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
習志野市 (9)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
勝浦市 (10)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市原市 (11)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鴨川市 (12)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
君津市 (13)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富津市 (14)	-	1	-	-	-	-	-	-	47	-	-	-
浦安市 (15)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南房総市 (17)	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-
匝瑳市 (18)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山武市 (19)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
いすみ市 (20)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大網白里市 (21)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九十九里町 (22)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横芝光町 (23)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一宮町 (24)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村 (25)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
白子町 (26)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御宿町 (27)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鋸南町 (28)	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-

第5表 漁獲物・収獲物の販売金額規模別経営体数

単位：経営体 百万円

千葉県・市町村	計	販売金額 なし	100万円 未満	100～300	300～500	500～800	800～ 1,000	1,000～ 1,500	1,500～ 2,000	2,000～ 5,000	5,000万円 ～1億円	1～2	2～5	5～10	10億円 以上	(参考) 平均販売 金額
千葉県 (1)	1,346	25	209	279	211	161	75	138	91	107	19	9	10	10	2	19
千葉市 (2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銚子市 (3)	77	-	7	5	4	7	3	10	8	21	3	2	2	3	2	87
市川市 (4)	57	7	10	8	15	8	3	1	2	3	-	-	-	-	-	5
船橋市 (5)	26	7	-	2	2	6	2	1	2	3	1	-	-	-	-	11
館山市 (6)	64	3	38	10	3	2	-	1	1	-	4	-	-	2	-	30
木更津市 (7)	111	-	33	19	20	13	13	9	2	1	1	-	-	-	-	5
旭市 (8)	24	-	-	-	3	-	-	-	15	3	-	-	-	3	-	110
習志野市 (9)	2	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
勝浦市 (10)	226	1	18	52	47	29	14	27	18	16	4	-	-	-	-	9
市原市 (11)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鴨川市 (12)	166	1	20	44	31	23	12	7	14	8	1	4	-	1	-	15
君津市 (13)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富津市 (14)	209	-	28	43	33	24	8	29	12	30	1	1	-	-	-	11
浦安市 (15)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南房総市 (17)	196	1	39	78	37	21	5	4	5	1	1	1	2	1	-	12
匝瑳市 (18)	37	1	-	-	1	1	6	18	7	-	1	-	2	-	-	32
山武市 (19)	5	1	-	-	1	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	30
いすみ市 (20)	51	1	2	2	9	19	2	3	4	7	1	-	1	-	-	19
大網白里市 (21)	3	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	11
九十九里町 (22)	5	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	147
横芝光町 (23)	4	-	-	-	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	10
一宮町 (24)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村 (25)	1	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
白子町 (26)	11	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	13
御宿町 (27)	26	-	1	-	1	2	5	5	1	11	-	-	-	-	-	20
鋸南町 (28)	45	1	11	15	3	6	-	7	-	-	-	1	1	-	-	15

注：「販売金額なし」には、漁獲物・収獲物の販売金額の調査項目に回答を得られなかった経営体を含む。

第6表 主な出荷先別経営体数

単位：経営体

千葉県・市町村	計 (実数)	漁協の市場 又は 荷さばき所	漁協以外の 卸売市場	流通業者・ 加工業者	小売業者・ 生協	外食産業	消費者に直接販売				その他
							計	自営の 水産物 直売所で	その他の 水産物 直売所で	他の方法で	
千葉県 (1)	1,346	1,171	37	140	43	19	79	24	10	53	14
千葉市 (2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銚子市 (3)	77	72	-	5	1	1	1	1	-	-	1
市川市 (4)	57	22	9	24	5	3	11	4	-	8	1
船橋市 (5)	26	8	1	16	3	2	11	5	4	5	-
館山市 (6)	64	53	2	5	3	1	8	-	-	8	2
木更津市 (7)	111	71	12	27	6	1	14	4	1	9	6
旭市 (8)	24	24	-	4	6	-	2	2	-	1	-
習志野市 (9)	2	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
勝浦市 (10)	226	226	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市原市 (11)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鴨川市 (12)	166	165	3	1	-	-	1	1	-	-	1
君津市 (13)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富津市 (14)	209	150	8	52	12	6	24	3	4	20	2
浦安市 (15)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南房総市 (17)	196	196	1	1	2	-	3	2	1	-	-
匝瑳市 (18)	37	35	-	2	2	-	1	-	-	1	-
山武市 (19)	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	1
いすみ市 (20)	51	51	-	-	-	1	-	-	-	-	-
大網白里市 (21)	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九十九里町 (22)	5	4	1	-	-	1	-	-	-	-	-
横芝光町 (23)	4	3	-	-	-	1	-	-	-	-	-
一宮町 (24)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村 (25)	1	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
白子町 (26)	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御宿町 (27)	26	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鋸南町 (28)	45	45	-	2	2	2	3	2	-	1	-

注：「その他」には、漁獲物・収穫物の出荷先の調査項目に回答を得られなかった経営体を含む。

第7表 年齢階層別漁業就業者数

単位：人

千葉県・市町村	計	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75歳以上
千葉県 (1)	2,671	10	74	98	99	180	181	209	259	199	225	273	349	515
千葉市 (2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銚子市 (3)	304	2	13	20	21	19	29	26	32	28	33	29	30	22
市川市 (4)	91	-	2	4	4	13	4	11	12	9	7	11	7	7
船橋市 (5)	73	2	7	5	6	5	6	7	12	8	7	1	2	5
館山市 (6)	128	-	10	5	2	14	15	3	8	7	9	11	16	28
木更津市 (7)	176	-	-	-	1	3	2	12	7	12	20	22	39	58
旭市 (8)	130	-	4	8	5	7	12	20	24	9	15	13	6	7
習志野市 (9)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
勝浦市 (10)	298	-	4	11	5	9	11	14	21	12	12	39	70	90
市原市 (11)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鴨川市 (12)	320	1	8	9	16	26	37	31	35	14	9	26	43	65
君津市 (13)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富津市 (14)	378	-	5	12	12	22	18	18	30	35	55	43	41	87
浦安市 (15)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南房総市 (17)	301	2	10	6	7	14	16	24	27	26	27	28	48	66
匝瑳市 (18)	126	-	4	7	5	23	10	13	17	10	5	12	9	11
山武市 (19)	24	-	-	1	2	3	-	2	3	2	2	3	1	5
いすみ市 (20)	109	2	3	4	5	6	10	8	11	11	8	11	12	18
大網白里市 (21)	14	-	-	-	-	4	1	4	1	-	-	2	2	-
九十九里町 (22)	52	-	1	-	3	3	3	4	8	3	7	4	5	11
横芝光町 (23)	6	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	1	-	2
一宮町 (24)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村 (25)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
白子町 (26)	14	-	-	1	-	1	-	1	2	1	1	1	1	5
御宿町 (27)	41	-	-	3	2	2	3	-	4	6	2	6	4	9
鋸南町 (28)	81	1	3	2	3	6	4	9	3	5	6	9	11	19

第8表 自営・雇われ別漁業就業者数

単位：人

千葉県・市町村	計	個人経営体の 自家漁業のみ	団体経営体の 責任のある者	漁業雇われ
千葉県 (1)	2,671	1,524	103	1,044
千葉市 (2)	-	-	-	-
銚子市 (3)	304	83	13	208
市川市 (4)	91	70	-	21
船橋市 (5)	73	28	9	36
館山市 (6)	128	65	8	55
木更津市 (7)	176	156	11	9
旭市 (8)	130	27	4	99
習志野市 (9)	x	x	x	x
勝浦市 (10)	298	234	2	62
市原市 (11)	-	-	-	-
鴨川市 (12)	320	176	10	134
君津市 (13)	-	-	-	-
富津市 (14)	378	247	7	124
浦安市 (15)	-	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-
南房総市 (17)	301	222	2	77
匝瑳市 (18)	126	45	9	72
山武市 (19)	24	6	2	16
いすみ市 (20)	109	64	10	35
大網白里市 (21)	14	3	-	11
九十九里町 (22)	52	2	12	38
横芝光町 (23)	6	5	-	1
一宮町 (24)	-	-	-	-
長生村 (25)	x	x	x	x
白子町 (26)	14	8	1	5
御宿町 (27)	41	32	1	8
鋸南町 (28)	81	48	2	31

第9表 年齢階層別漁業従事世帯員数

単位：人

千葉県・市町村	計	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75歳以上
千葉県 (1)	1,955	3	19	42	35	71	74	109	154	153	186	247	324	538
千葉市 (2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銚子市 (3)	96	-	3	2	1	-	1	1	13	10	19	14	16	16
市川市 (4)	77	-	-	3	3	11	4	7	12	6	6	9	7	9
船橋市 (5)	31	-	-	2	1	1	2	1	8	4	4	1	1	6
館山市 (6)	70	-	1	-	1	2	1	-	3	1	7	11	17	26
木更津市 (7)	167	-	-	-	1	3	2	12	4	12	19	22	36	56
旭市 (8)	31	-	-	2	1	1	2	2	4	2	6	6	3	2
習志野市 (9)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
勝浦市 (10)	332	2	3	8	5	9	15	17	19	17	19	45	70	103
市原市 (11)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鴨川市 (12)	243	-	5	3	4	12	21	13	16	15	11	22	43	78
君津市 (13)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富津市 (14)	314	-	1	6	5	8	10	14	20	34	49	42	33	92
浦安市 (15)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南房総市 (17)	279	-	2	6	4	10	5	15	26	21	23	32	55	80
匝瑳市 (18)	52	-	-	2	2	6	4	2	9	4	3	6	6	8
山武市 (19)	6	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	3
いすみ市 (20)	113	1	3	3	5	3	4	15	9	13	9	12	13	23
大網白里市 (21)	4	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	1	-
九十九里町 (22)	7	-	1	-	1	-	-	2	-	2	1	-	-	-
横芝光町 (23)	6	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	2
一宮町 (24)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村 (25)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
白子町 (26)	9	-	-	1	-	-	-	1	1	-	1	1	1	3
御宿町 (27)	51	-	-	3	1	-	2	2	5	8	5	9	6	10
鋸南町 (28)	62	-	-	1	-	4	1	4	1	2	4	10	14	21

第10表 年齢階層別責任のある者数

単位：人

千葉県・市町村	計	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75歳以上
千葉県 (1)	1,509	-	9	14	15	55	64	85	129	127	154	189	251	417
千葉市 (2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銚子市 (3)	88	-	-	-	-	1	2	4	12	11	16	12	16	14
市川市 (4)	61	-	-	2	2	8	3	7	8	4	6	8	6	7
船橋市 (5)	34	-	-	1	-	1	3	1	9	6	7	1	1	4
館山市 (6)	73	-	1	-	1	2	5	1	3	-	7	10	16	27
木更津市 (7)	123	-	-	-	1	3	2	6	5	7	17	14	23	45
旭市 (8)	37	-	-	-	-	4	3	5	3	1	10	4	4	3
習志野市 (9)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
勝浦市 (10)	227	-	-	2	-	7	9	8	18	13	8	30	53	79
市原市 (11)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鴨川市 (12)	185	-	3	2	3	9	17	11	14	12	6	17	31	60
君津市 (13)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富津市 (14)	228	-	1	1	3	6	7	12	14	28	36	35	24	61
浦安市 (15)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南房総市 (17)	203	-	1	1	1	4	4	12	23	18	19	24	40	56
匝瑳市 (18)	48	-	1	2	-	5	2	3	6	6	4	6	6	7
山武市 (19)	6	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	1	-	2
いすみ市 (20)	74	-	2	2	3	3	3	6	6	10	4	8	11	16
大網白里市 (21)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-
九十九里町 (22)	16	-	-	-	-	-	1	2	1	1	5	2	2	2
横芝光町 (23)	4	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2
一宮町 (24)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村 (25)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
白子町 (26)	11	-	-	1	-	-	-	2	1	1	1	1	1	3
御宿町 (27)	32	-	-	-	1	-	1	1	2	5	4	6	4	8
鋸南町 (28)	53	-	-	-	-	2	2	3	1	2	4	7	11	21

第11表 団体経営体における役職別責任のある者及び役職者数（複数回答）

単位：人

千葉県・市町村	計 (実数)	役員								役員以外				
		小計 (実数)	経営主	海上作業において責任のある者					陸上作業に おいて責任 のある者	小計 (実数)	漁ろう長	船長	機関長	養殖場長
				漁ろう長	船長	機関長	養殖場長	左記以外						
千葉県 (1)	271	147	76	33	55	9	5	10	78	124	22	88	22	2
千葉市 (2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銚子市 (3)	55	19	14	7	4	1	-	1	11	36	6	24	11	-
市川市 (4)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
船橋市 (5)	15	9	8	3	9	1	-	-	2	6	1	3	3	-
館山市 (6)	19	8	5	4	1	-	-	-	3	11	4	7	-	-
木更津市 (7)	11	11	5	-	-	-	4	4	3	-	-	-	-	-
旭市 (8)	35	15	3	1	4	-	-	-	13	20	1	20	-	-
習志野市 (9)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
勝浦市 (10)	2	2	2	2	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-
市原市 (11)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鴨川市 (12)	21	13	5	4	6	-	-	-	4	8	1	5	2	-
君津市 (13)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富津市 (14)	16	11	6	1	1	-	1	2	7	5	-	4	-	1
浦安市 (15)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南房総市 (17)	18	7	5	-	-	-	-	-	7	11	5	3	4	-
匝瑳市 (18)	30	13	4	1	9	-	-	-	6	17	3	14	2	-
山武市 (19)	2	2	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-
いすみ市 (20)	18	12	6	3	6	-	-	1	8	6	1	5	-	-
大網白里市 (21)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九十九里町 (22)	12	12	7	7	11	6	-	-	-	-	-	-	-	-
横芝光町 (23)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一宮町 (24)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村 (25)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
白子町 (26)	3	2	2	-	1	-	-	-	1	1	-	1	-	-
御宿町 (27)	1	1	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
鋸南町 (28)	13	10	2	-	-	-	-	1	10	3	-	2	-	1

第12表 団体経営体における役職別責任のある者の平均年齢

単位：歳

千葉県・市町村	経営主	漁ろう長	船長	機関長	養殖場長	その他	陸上作業において責任のある者
千葉県 (1)	60.4	56.7	54.9	60.4	67.6	58.5	60.1
千葉市 (2)	-	-	-	-	-	-	-
銚子市 (3)	59.3	56.7	53.5	47.0	-	44.0	58.0
市川市 (4)	-	-	-	-	-	-	-
船橋市 (5)	57.5	54.7	55.9	57.0	-	-	60.5
館山市 (6)	52.6	50.8	40.0	-	-	-	65.3
木更津市 (7)	72.4	-	-	-	69.3	74.8	75.3
旭市 (8)	56.7	62.0	53.0	-	-	-	51.5
習志野市 (9)	x	x	x	x	x	x	x
勝浦市 (10)	80.0	80.0	81.0	81.0	-	-	81.0
市原市 (11)	-	-	-	-	-	-	-
鴨川市 (12)	60.0	45.3	51.3	-	-	-	61.8
君津市 (13)	-	-	-	-	-	-	-
富津市 (14)	63.7	48.0	48.0	-	61.0	64.0	64.3
浦安市 (15)	-	-	-	-	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-	-	-	-
南房総市 (17)	64.8	-	-	-	-	-	64.4
匝瑳市 (18)	60.0	45.0	46.7	-	-	-	58.8
山武市 (19)	77.0	-	77.0	-	-	50.0	77.0
いすみ市 (20)	51.8	62.3	50.3	-	-	24.0	47.0
大網白里市 (21)	-	-	-	-	-	-	-
九十九里町 (22)	60.4	60.4	64.5	59.8	-	-	-
横芝光町 (23)	-	-	-	-	-	-	-
一宮町 (24)	-	-	-	-	-	-	-
長生村 (25)	x	x	x	x	x	x	x
白子町 (26)	52.0	-	55.0	-	-	-	49.0
御宿町 (27)	51.0	-	51.0	-	-	-	51.0
鋸南町 (28)	68.0	-	-	-	-	40.0	70.5

第13表 漁獲物・収獲物を海外向けに出荷（輸出）した販売金額割合別経営体数

単位：経営体

千葉県・市町村	合計	海外向けに出荷していない	海外向けに出荷（輸出）している											
			計 (実数)	販売金額・ 数量を把握 していない	販売金額又は数量を把握している経営体の販売金額割合（実数）									
					小計	1割未満	1～2	2～3	3～4	4～5	5～6	6～8	8割以上	
千葉県 (1)	1,346	1,334	12	7	5	-	1	-	-	-	-	1	3	
千葉市 (2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
銚子市 (3)	77	75	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市川市 (4)	57	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
船橋市 (5)	26	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
館山市 (6)	64	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
木更津市 (7)	111	109	2	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	
旭市 (8)	24	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
習志野市 (9)	2	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
勝浦市 (10)	226	226	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市原市 (11)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鴨川市 (12)	166	162	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	2	
君津市 (13)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
富津市 (14)	209	208	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
浦安市 (15)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
南房総市 (17)	196	193	3	1	2	-	-	-	-	-	-	1	1	
匝瑳市 (18)	37	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山武市 (19)	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
いすみ市 (20)	51	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大網白里市 (21)	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
九十九里町 (22)	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
横芝光町 (23)	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
一宮町 (24)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
長生村 (25)	1	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
白子町 (26)	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
御宿町 (27)	26	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鋸南町 (28)	45	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

第13表 漁獲物・収獲物を海外向けに出荷（輸出）した販売金額割合別経営体数（続き）

単位：経営体

千葉県・市町村	海外向けに出荷（輸出）している（複数回答）																	
	販売金額を把握している経営体の販売金額割合									販売金額は把握していないが数量を把握している経営体の販売金額割合								
	小計	1割未満	1～2	2～3	3～4	4～5	5～6	6～8	8割以上	小計	1割未満	1～2	2～3	3～4	4～5	5～6	6～8	8割以上
千葉県 (1)	5	-	1	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市 (2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銚子市 (3)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市川市 (4)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
船橋市 (5)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
館山市 (6)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
木更津市 (7)	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旭市 (8)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
習志野市 (9)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
勝浦市 (10)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市原市 (11)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鴨川市 (12)	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
君津市 (13)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富津市 (14)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浦安市 (15)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南房総市 (17)	2	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
匝瑳市 (18)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山武市 (19)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
いすみ市 (20)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大網白里市 (21)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
九十九里町 (22)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横芝光町 (23)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一宮町 (24)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村 (25)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
白子町 (26)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
御宿町 (27)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鋸南町 (28)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第14表 水産エコラベル認証の取得状況別経営体数

単位：経営体

千葉県・市町村	計 (実数)	取得して いない	取得している（複数回答）						
			小計 (実数)	ME L	MSC	ASC	BAP	Alaska RFM	GLOBAL G. A. P
千葉県 (1)	1,346	1,339	7	7	-	-	-	-	-
千葉市 (2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銚子市 (3)	77	77	-	-	-	-	-	-	-
市川市 (4)	57	56	1	1	-	-	-	-	-
船橋市 (5)	26	25	1	1	-	-	-	-	-
館山市 (6)	64	64	-	-	-	-	-	-	-
木更津市 (7)	111	109	2	2	-	-	-	-	-
旭市 (8)	24	24	-	-	-	-	-	-	-
習志野市 (9)	2	x	x	x	x	x	x	x	x
勝浦市 (10)	226	226	-	-	-	-	-	-	-
市原市 (11)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鴨川市 (12)	166	165	1	1	-	-	-	-	-
君津市 (13)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富津市 (14)	209	209	-	-	-	-	-	-	-
浦安市 (15)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南房総市 (17)	196	194	2	2	-	-	-	-	-
匝瑳市 (18)	37	37	-	-	-	-	-	-	-
山武市 (19)	5	5	-	-	-	-	-	-	-
いすみ市 (20)	51	51	-	-	-	-	-	-	-
大網白里市 (21)	3	3	-	-	-	-	-	-	-
九十九里町 (22)	5	5	-	-	-	-	-	-	-
横芝光町 (23)	4	4	-	-	-	-	-	-	-
一宮町 (24)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村 (25)	1	x	x	x	x	x	x	x	x
白子町 (26)	11	11	-	-	-	-	-	-	-
御宿町 (27)	26	26	-	-	-	-	-	-	-
鋸南町 (28)	45	45	-	-	-	-	-	-	-

第15表 漁業共済、積立ぶらすに加入している経営体数

単位：経営体

千葉県・市町村	計	漁業共済に加入している			漁業共済に 加入して いない
		漁業共済に 加入して いる	積立ぶらす に加入して いる	積立ぶらす に加入して いない	
千葉県 (1)	1,346	625	495	130	721
千葉市 (2)	-	-	-	-	-
銚子市 (3)	77	61	58	3	16
市川市 (4)	57	14	13	1	43
船橋市 (5)	26	16	11	5	10
館山市 (6)	64	21	10	11	43
木更津市 (7)	111	55	38	17	56
旭市 (8)	24	7	7	-	17
習志野市 (9)	2	x	x	x	x
勝浦市 (10)	226	133	118	15	93
市原市 (11)	-	-	-	-	-
鴨川市 (12)	166	67	48	19	99
君津市 (13)	-	-	-	-	-
富津市 (14)	209	103	100	3	106
浦安市 (15)	-	-	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-	-
南房総市 (17)	196	67	32	35	129
匝瑳市 (18)	37	17	6	11	20
山武市 (19)	5	1	-	1	4
いすみ市 (20)	51	24	24	-	27
大網白里市 (21)	3	-	-	-	3
九十九里町 (22)	5	1	1	-	4
横芝光町 (23)	4	4	1	3	-
一宮町 (24)	-	-	-	-	-
長生村 (25)	1	x	x	x	x
白子町 (26)	11	-	-	-	11
御宿町 (27)	26	23	21	2	3
鋸南町 (28)	45	10	7	3	35

第16表 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数

単位：隻

千葉県・市町村	漁船 総隻数	無動力 漁船隻数	船外機付 漁船隻数	動力漁船隻数												
				計	1トン 未満	1～3	3～5	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100～150	150～200	200～350	350トン 以上
千葉県 (1)	2,301	19	1,281	1,001	68	138	341	291	150	-	2	3	1	3	3	1
千葉市 (2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銚子市 (3)	110	1	6	103	1	6	25	35	25	-	1	3	-	3	3	1
市川市 (4)	147	-	73	74	7	35	6	25	1	-	-	-	-	-	-	-
船橋市 (5)	58	-	24	34	1	12	3	14	4	-	-	-	-	-	-	-
館山市 (6)	96	1	50	45	3	5	11	7	19	-	-	-	-	-	-	-
木更津市 (7)	274	5	209	60	28	12	7	13	-	-	-	-	-	-	-	-
旭市 (8)	51	-	4	47	-	3	24	1	19	-	-	-	-	-	-	-
習志野市 (9)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
勝浦市 (10)	338	-	193	145	7	13	87	36	2	-	-	-	-	-	-	-
市原市 (11)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鴨川市 (12)	264	1	166	97	-	5	51	15	26	-	-	-	-	-	-	-
君津市 (13)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富津市 (14)	454	1	307	146	1	28	53	60	4	-	-	-	-	-	-	-
浦安市 (15)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南房総市 (17)	203	6	163	34	-	5	14	4	9	-	1	-	1	-	-	-
匝瑳市 (18)	56	2	1	53	-	-	28	9	16	-	-	-	-	-	-	-
山武市 (19)	5	-	-	5	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-
いすみ市 (20)	63	-	21	42	1	1	4	29	7	-	-	-	-	-	-	-
大網白里市 (21)	3	-	-	3	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
九十九里町 (22)	29	-	2	27	2	1	9	2	13	-	-	-	-	-	-	-
横芝光町 (23)	5	1	-	4	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-
一宮町 (24)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村 (25)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
白子町 (26)	11	-	-	11	-	-	2	9	-	-	-	-	-	-	-	-
御宿町 (27)	39	-	19	20	-	-	1	19	-	-	-	-	-	-	-	-
鋸南町 (28)	88	1	42	45	16	8	10	6	5	-	-	-	-	-	-	-

第17表 自家漁業の専兼業別経営体数

単位：経営体

千葉県・市町村	計	専業 (自家漁業のみ)	兼業	
			第1種兼業 (自家漁業が主)	第2種兼業 (自家漁業が従)
千葉県 (1)	1,283	834	273	176
千葉市 (2)	-	-	-	-
銚子市 (3)	66	61	2	3
市川市 (4)	57	25	14	18
船橋市 (5)	22	14	7	1
館山市 (6)	59	35	3	21
木更津市 (7)	106	76	17	13
旭市 (8)	21	16	4	1
習志野市 (9)	x	x	x	x
勝浦市 (10)	224	151	53	20
市原市 (11)	-	-	-	-
鴨川市 (12)	161	94	38	29
君津市 (13)	-	-	-	-
富津市 (14)	203	149	39	15
浦安市 (15)	-	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-	-
南房総市 (17)	191	96	52	43
匝瑳市 (18)	34	27	7	-
山武市 (19)	4	3	1	-
いすみ市 (20)	45	21	20	4
大網白里市 (21)	3	2	1	-
九十九里町 (22)	3	1	1	1
横芝光町 (23)	4	4	-	-
一宮町 (24)	-	-	-	-
長生村 (25)	x	x	x	x
白子町 (26)	9	8	-	1
御宿町 (27)	25	16	8	1
鋸南町 (28)	43	33	6	4

第18表 自家漁業の後継者の有無別経営体数

単位：経営体

千葉県・市町村	計	後継者あり	後継者なし
千葉県 (1)	1,283	197	1,086
千葉市 (2)	-	-	-
銚子市 (3)	66	11	55
市川市 (4)	57	7	50
船橋市 (5)	22	5	17
館山市 (6)	59	7	52
木更津市 (7)	106	6	100
旭市 (8)	21	8	13
習志野市 (9)	x	x	x
勝浦市 (10)	224	26	198
市原市 (11)	-	-	-
鴨川市 (12)	161	25	136
君津市 (13)	-	-	-
富津市 (14)	203	30	173
浦安市 (15)	-	-	-
袖ヶ浦市 (16)	-	-	-
南房総市 (17)	191	19	172
匝瑳市 (18)	34	16	18
山武市 (19)	4	1	3
いすみ市 (20)	45	15	30
大網白里市 (21)	3	2	1
九十九里町 (22)	3	-	3
横芝光町 (23)	4	3	1
一宮町 (24)	-	-	-
長生村 (25)	x	x	x
白子町 (26)	9	2	7
御宿町 (27)	25	9	16
鋸南町 (28)	43	3	40

注：「後継者なし」には、自家漁業の後継者の有無の調査項目に回答を得られなかった経営体を含む。

(問い合わせ先)

千葉県総合企画部統計課

労働力・学事・農林班

電話 043-223-2220